

- 国の行政機関等においては、当該機関が実施している公共サービスについて、自己点検を行い、改善を図ることが求められているところ（公共サービス改革法第3条及び第4条）。  
自己点検に当たっては、業務フロー・コスト分析等の手法により、自らの業務がどのような流れ（業務フロー）で実施されており、各業務手順においてどの程度のコストを費やしているかを可視化した上で、質の維持向上と経費削減という観点から、業務改善を図る必要がある。
- 以上のことから、国の行政機関等は、業務フロー・コスト分析により自らの業務を可視化し、分析結果を踏まえ、自ら改善措置を検討する。
- 一方、平成25年度の公共サービス改革基本方針における事業選定方針では、「公共サービスのうち、業務フロー・コスト分析の結果、改善が見込まれるもの（複数年度の調整により予算、人事等の解決が可能なもの）」について、市場化テストの対象事業とすることとなっている。  
施設・研修等分科会等において、ヒアリングの対象となり、業務フロー・コスト分析を実施することとなった事業については、所管する行政機関等が検討した改善措置の方針等について、同分科会等においてヒアリングを実施し、必要に応じて、官民競争入札等の実施を求める。

※ 業務フロー・コスト分析を各府省等に実施させる根拠については、公共サービス改革法及び公共サービス改革基本方針の他、官民競争入札等監理委員会令第3条に基づく。

## 業務フロー・コスト分析の一連の流れ

